

テレビカードの払戻しのお知らせ

令和元年 9 月 30 日をもって、甲賀病院にて運用を行ってございましたテレビカードについて、利用を終了し、「資金決済に関する法律第 20 条第 1 項」に基づき、払戻しを実施致します。

つきましては、未使用、もしくは残高のあるテレビカードをお持ちの方は、利用終了までにご利用いただきますようお願いいたします。また、テレビカード利用終了に伴い下記の通り払戻しを実施しますので、下記期間内にお申し出くださいますようお願い致します。

記

<払戻しを行う発行者の称号>

株式会社理舎

<払戻しの対象>

テレビカード 甲賀病院

<払戻しのお申出期間>

令和 2 年 5 月 1 日から令和 2 年 6 月 30 日

※払戻し期間内に申出を行われない場合は、本件払戻し手続きより除斥されますのでご注意ください。

<払戻しのお申出方法>

下記問い合わせ先住所にテレビカードを郵送にて送付（払戻し期間満了日消印有効）。

<払戻しの方法>

当社に設置したカード読取り機により残高の確認を行い、残高の確認が取れたテレビカードについて、当該残高（10 円未満切捨て）を現金書留で返送いたします。

尚、申出の際の郵送料等については、当該残高の支払い時にあわせて、お支払いいたします。

<お問合せ先> 〒730-0842 広島県広島市中区舟入中町 2-14

発行者：株式会社 理舎

連絡先：082-295-3083（受付時間 平日 9 時～17 時）